2025年4月改訂

社会福祉法人 京都福祉サービス協会

指定移動支援サービスに関する重要事項説明書

移動支援サービスの提供開始にあたり、移動支援サービスに関する重要事項を以下のとおり説明します。

1　法人・事業者の理念

「くらしに笑顔と安心を」

当法人は、１９８６年にホームヘルプ事業を開始して以来、京都市全域で福祉サービスを展開しており、実績も豊かです。法人理念『くらしに笑顔と安心を！』のもと、ご利用者の自立を支援できるように「迅速」、「的確」、「柔軟」、「誠実」なサービスの提供を心がけております。

2　事業所の概要

事業所の名称	社会福祉法人京都福祉サービス協会南訪問介護ステーション
事業所番号	２６６０５２６５６３
サービスの種類	移動支援
所在地	〒６０１－８４４９ 京都市南区西九条大国町４８番地の２
連絡先	電話番号　０７５－６６２－２６２２ ＦＡＸ番号　０７５－６６２－２６２６
サービスを提供する地域	南区

当法人は、市内に多数の居宅介護事業所や介護サービス事業所、施設を有し、事業を実施しています。

上記のサービスを提供する地域以外の方もお気軽にご相談ください。

3　事業所の職員体制

職　種	職　務　内　容	勤務体制
管理者	職員の管理、指導	常勤　１名
サービス提供責任者 （介護福祉士）	移動支援計画の作成・変更、訪問介護員の派遣調整、訪問介護員の指導及び移動支援業務	常勤　７名以上
訪問介護員 （介護福祉士又は訪問介護員養成研修課程修了者）	移動支援計画に基づく、移動支援サービスの実施	常勤１０名以上 パート３５名以上

4　職員研修体制

当法人では、職員の資質向上のため以下の研修を計画的に実施し、質の高いサービスの提供に努めています。

＜研修の内容＞

職業倫理、人権擁護、虐待防止、介護技術、家事援助実技、対人援助技術、苦情クレーム対応、疾病の理解及び外部研修への参加。

5　事業所の営業日・営業時間（開所時間）

営　業　日		年末年始（１２月２９日から１月３日まで）を除く毎日
営　業　時　間	平　日	午前８時３０分から午後７時まで
	土・日・祝休日	午前８時３０分から午後５時３０分まで

開所時間帯以外は留守番電話にてご用件を承っています。

6　居宅介護等サービスの提供日・提供時間

提　供　日	年末年始（１２月２９日から１月３日まで）を除く毎日 ただし、年末年始も派遣できる場合がありますのでご相談ください。
提　供　時　間	午前７時３０分から午後７時まで

7　利用料金

（１）移動支援サービスの利用料の目安

① 基本料金

基本料金に係る定率（１割）の利用料金。原則、ご利用者本人の所得階層区分に応じ負担上限額が設定されます。サービス提供を行った際の１回分（１割）の概算利用料金です。

サービスに要する時間	３０分未満	３０分以上 １時間未満	１時間以上 １時間３０分未満	１時間３０分以上 ２時間未満
身体介護を伴わない	自己負担額なし			
身体介護を伴う	２７１円	３９２円	５７３円	６６７円

※　以下の時間帯でサービス提供を行う場合は、基本料金に以下の率による割増料金がそれぞれ加算されます。

早朝（午前　６時～午前　８時）　…　２５%　　夜間（午後　６時～午後１０時）　…２５%

※　心身の状況により訪問介護員が１名で介護を行うことが困難な場合は、ご利用者の同意を得て、訪問介護員２名でサービス提供を行う場合があります。その場合は２名分の利用料金をご負担していただきます。

② 加算料金

各種加算の要件に適合した上で、サービス提供を行った際の加算料金は以下のとおりです。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規に移動支援計画を作成した月の同月内に、サービス提供責任者が自ら移動支援を行う場合又は他の訪問介護員が移動支援を行う際に同行訪問した場合に対象となります。	２１２円 （１か月につき）

（２）サービスの中止、変更、追加

① ご利用者の都合により、移動支援のサービス利用を中止、変更、追加することができます。担当者まで、お申出ください。

② サービス利用予定日の前日の営業時間内までにサービスの中止を申し出ることなく、サービスの利用を中止された場合は、サービス予定時間３０分あたり３６０円を取消（キャンセル）料としてお支払いいただく場合があります。

③ サービス利用の変更・追加のお申出に対して、訪問介護員の稼動状況によりご利用者の希望された日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を提示して協議いたします。

（３）その他の料金

① サービス実施記録の複写物１枚につき白黒１０円、カラー５０円をいただきます。
② 事業所の概要に記載している通常の事業の実施地域を超えて事業を実施する場合に要した交通費は、京都市域に居住するご利用者を除き、実施地域を超えた地点からの実費をいただきます。
③ 移動支援サービス提供において、公共交通機関やタクシーの利用による職員の交通費のほか、施設内での支援が必要な場合の入場料等の実費を頂きます。
③ その他必要な実費をいただく場合があります。

（４）利用料金等の支払方法

毎月、月末までに前月分の請求を致しますので、１２日までに以下の方法によりお支払いください。なお、入金確認（お支払い）後、領収証を発行致します。

① 口座引き落としの場合は、指定の口座より１２日にお引き落とし致します。
② 口座引き落としを希望されない方は、事業所が発行する払込票でのお支払いとなります。

8　ご利用される居宅介護等サービスの内容

ご利用される移動支援サービスの内容は、移動支援計画書のとおりです。

9　緊急時及び事故発生時の対応

（１）当事業所は、ご利用者に対するサービス提供時に緊急事態が発生した場合には、速やかにご利用者の主治医又は医療機関、ご家族へ連絡を行い、その指示に従います。
（２）当事業所は、ご利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。同時に京都市、（介護保険を併用してご利用の場合）関係居宅介護支援事業所への報告を行います。また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
（３）当事業所は、サービス提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。

１０　個人情報の保護及び秘密の保持について

（１）当事業所は、ご利用者及びそのご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成する「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切に取扱います。
（２）事業所が得たご利用者及びそのご家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いる場合はご利用者の同意を、ご利用者のご家族の個人情報を用いる場合は当該ご家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

１１　虐待の防止

当事業所は、ご利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（１）虐待防止に関する責任者を定めています。虐待防止に関する責任者：所長
（２）虐待を防止するための研修を実施します。
（３）サービスの提供中に、職員又は養護者（現に養護している家族、親族、同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

１２　身体拘束等の禁止

（1）当事業者は、移動支援のサービスを提供するにあたり、ご利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」といいます。）を行いません。

（2）当事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

（3）当事業所は、身体拘束等の適正化を図るために、定期的な委員会の開催及び研修を実施します。

１３　サービスをご利用いただく際のお願い

（1）訪問介護員の交替

担当の訪問介護員はおおむね１年で交替させていただきます。ただし、ご利用者の心身の状況やご家族の状況等のご事情に応じて１年を超えて担当させていただく場合もあります。

（2）金銭の取扱いについて

① 移動支援のサービスで必要な金銭以外、金銭の取扱いは行いません。

② 訪問介護員による金銭管理は行いません。

（3）鍵の取扱いについて

訪問介護員又はサービス提供責任者による鍵の管理や持帰りは行いません。

（4）対応できないサービス

① 原則として、医療行為にあたるサービス提供は行いません。

② 原則として、ご家族へのサービス提供は行いません。

（5）守っていただきたいこと

① 訪問介護員との個人的な連絡は固くお断りします。

② 訪問介護員との金品のやりとりや貸し借り、個人的な契約を禁止しています。

③ 訪問介護員等への暴力又は乱暴な行為、暴言、セクシャルハラスメント等の著しい迷惑行為、不当、過度な要求等は固くお断りします。これらにより、サービス提供の休止や契約を解約する場合もあります。

（6）その他

① 移動支援サービスの提供時に、ご利用者又はご家族に感染症の疑いや感染症が発症した場合は、感染に対する予防措置をとらせていただきますので、あらかじめご了承ください。

② 自然災害（台風、暴風雨、大雪等）の発生、または発生が予測される場合や、大規模な地震発生により、訪問やサービス提供に危険が伴うことが想定される際は、サービスの提供について、時間帯の調整や日程の調整を行わせていただく場合があります。また、状況によりサービスの提供を休止させていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

１４　サービス内容に関する相談・苦情

サービス内容に関するご相談や苦情等は、担当のサービス提供責任者にご遠慮なくご相談ください。迅速かつ適切に対応いたします。ご利用者にとって不利な取扱いとなることはいたしません。（文書や電話等でお受けします。）

また、当法人では、中立的・客観的な立場から、助言又は解決案の調整を行うことを目的に「苦情解決のための第三者委員会」を設置しています。当事者間での解決が難しい場合や、第三者委員会からの助言を必要とされるときは、下記宛にお申出ください。

（1）苦情解決のための第三者委員会 相談窓口

[電話番号]　０８０－６２２７－７８２８

[受付時間]　午前１０時から正午まで、午後１時から４時まで

（土・日曜日、祝休日及び１２月２９日から１月３日までを除きます。）

※ 電話にでることができない場合は、留守番電話に切り替わります。ご用件、お名前、電話番号をご伝言いただければ、後ほど委員よりご連絡申し上げます。

（2）文書等の郵送先及び苦情解決のための第三者委員会についての問合せ先

〒６０４－８８７２

京都市中京区壬生御所ノ内町３９番５

社会福祉法人京都福祉サービス協会 苦情解決のための第三者委員会（事務局：経営企画室総務部）

[電話番号]　０７５－４０６－６３３５　[ＦＡＸ番号]　０５０－３１５３－１５０２

[受付時間]　午前８時３０分から午後５時まで

（土・日曜日、祝休日及び１２月２９日から１月３日までを除きます。）

委員長等	氏　名	役　職　等
委員長	壁　純一郎	（公社）京都市児童館学童連盟監事、当協会監事
委員長職務代理者	梶　　宏	（公財）さわやか福祉財団地域推進委員
委　員	井上　　基	（公社）京都府介護支援専門員会監事、当協会評議員
委　員	越野　　稔	（公社）認知症の人と家族の会京都府支部副代表
委　員	辻　　孝司	弁護士

※ 当法人以外にも、各区役所等の公的機関に相談・苦情の受付窓口があります。

窓　　口	電　話　番　号
京都市南区役所保健福祉センター（障害保健福祉課）	０７５－６８１－３２８２
京都府社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会	０７５－２５２－２１５２
京都市第二児童福祉センター	０７５－６１２－２７２７

１５　第三者評価の実施状況

当事業所では、組織運営及びサービス提供内容について、その透明性を高め、サービスの質の向上・改善に寄与するため、京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構による第三者評価を定期的に受診しています。

直近の受診年月日	２０２３年1月３１日
評価機関の名称	一般社団法人　京都社会福祉士会
評価結果の開示状況	京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構のホームページにおいて開示しています。　https://kyoto-hyoka.jp/

年　　月　　日

サービスの提供開始にあたり、ご利用者に対して本書面を交付の上、重要な事項を説明し、サービスの提供開始に同意を得ました。

事 業 者

＜事業者名＞　社会福祉法人　京都福祉サービス協会

＜所在地＞　京都市中京区壬生御所ノ内町３９番５

＜代表者名＞　理 事 長　　宮 路　　博

＜説明者名＞

私は、事業者からサービスについての本書面の交付及び重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

ご利用者　住 所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ご利用者は、身体の状況等により署名できないため、ご利用者本人の意思を確認の上、私が代わって、その署名を代筆しました。

署名代筆者　住 所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（ 本人との関係： ）

代 理 人　住 所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（ 成年後見人 ・ 任意後見人 ・ 保佐人 ・ 補助人 ）